

福祉総合情報システムにおける障害児通所・入所給付費等の 利用者負担額等の決定誤りに伴う過支給等について

堺市が独自に運用している福祉総合情報システム（以下「システム」という。）において、所得に応じて決定する障害児通所・入所給付費等の利用者負担額等に誤りが発生し、利用者の一部の方に過支給等をしていたことが判明しました。

このような事態を発生させたことにつきまして、過支給分を遡ってご負担いただく方をはじめ、ご迷惑をお掛けする方々に深くお詫び申し上げます。対象となる方々に対しましては、個別に事情説明とお詫びを申しあげ、適切な対応に努めます。

今後、このような事態が発生しないよう、再発防止を徹底いたします。

1 経緯

| | |
|---------------------|--|
| 令和5年 9月12日（火） | 北区地域福祉課において、市民の方から障害児通所・入所給付費の利用者負担額の算定に用いる市民税所得割額（以下「所得割額」という。）の寄附金税額控除についての問い合わせ |
| 9月13日（水） | 本市とシステム保守管理の受託者（以下「受託者」という。）で、所得割額及び利用者負担額が正しく算定されているか調査を実施 |
| 9月14日（木） | 本来、所得割額から寄附金税額控除（基本控除・特別控除）を控除せずに算定すべきところ、寄附金税額控除（基本控除）を控除して算定していることが判明 |
| 9月15日（金） | 本市と受託者との間で、影響を受けていると想定される事業について、洗い出しを開始 |
| 9月20日（水） | 正しい所得割額及び利用者負担額を算定するため、受託者へ依頼しシステムを改修 |
| 9月21日（木） ～27日（水） | 本市と受託者との間で、過支給の可能性のある対象者抽出プログラムの開発など調査方法を協議 |
| 9月28日（木） | 本市と受託者との間で、対象者の抽出に必要な項目等を協議し、受託者へプログラム開発を依頼 |
| 10月23日（月） | 開発された対象者抽出プログラムを活用し、受託者から過支給の可能性のある対象者リスト（2,327名分）の提供を受ける |
| 10月23日（月） ～12月末 | 提供されたリストから対象者の特定及び過支給額の調査を実施し、平成30年12月から令和5年11月利用分までにおいて13名の過支給等が判明 |
| 令和6年 1月から | 調査結果に係る今後の対象者へのお詫びや返還のお願い等の対応を検討 |

2 影響人数及び金額

| 事業名称 | 過支給となっていた方 | 過支給額（※2） |
|------------------|------------|-------------------|
| 障害児通所・入所給付 | 11名 | 1,307,871円 |
| 自立支援給付（障害福祉サービス） | 3名（※1） | 176,750円 |
| 自立支援医療（更生医療） | 1名 | 46,006円 |
| 合計 | 12名 | 1,530,627円 |

※1 3名の方は、障害児通所・入所給付もあわせて利用されています。

※2 障害児通所・入所給付、自立支援給付（障害福祉サービス）の過支給額は、平成30年12月～令和5年11月利用分までのもので、受給者証の更新が完了するまでの令和5年12月以降利用分を含めると、過支給額が増加する可能性があります。

| 事業名称 | 減免判断に誤りがあった方 | 徴収不足額（令和4～5年度） |
|-----------|--------------|----------------|
| 障害者扶養共済制度 | 1名 | 27,360円 |

3 原因

・平成21年7月、当時の税制改正に対応するためシステム改修を行った際、厚生労働省からの通知等の内容を誤って解釈し、プログラムを作成（※3）したことが原因と考えています。

※3 障害者（児）福祉サービスの利用者負担額を決定する際、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）」等に基づき、本来、所得割額から寄附金税額控除（基本控除・特例控除）を控除せずに算定しなければならないにも関わらず、寄附金税額控除（基本控除）を控除するプログラムで算定していました。

・障害者扶養共済制度における減免判断誤りについては、本来、税務部が保有する市民税所得割額データそのもので確認すべきところ、システムで計算された市民税所得割額を用いて減免の可否判断を行っていました。

・令和4年5月に、厚生労働省から電子計算機システムの算定プログラム誤りの報告を受けた算定事務の調査依頼があった際に、各事業において国からの指示に基づき利用者負担額が適切に決定されているのか、システムのプログラムを確認する必要があったが、正しい所得割額で算定できているか確認できていませんでした。

4 今後の対応

・影響があった方には、個別にお詫びと事情説明を行い、受給者証等を再交付させていただきます。

・また、過支給分等について遡ってご負担いただくことになることを個々に説明します。納付にあたっては、分割納付等の要望に応じるなど丁寧に対応します。

5 再発防止策

・福祉関連の各種法律や制度改正などが行われる際には、仕様変更内容について要件抽出漏れがないように、事業に関連する法令・制度に精通している事業担当者システム担当者による確認体制を強化します。

・業務マニュアルの作成及び複数職員による業務マニュアルの確認を徹底します。

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | （福祉総合情報システムについて） 担当 課：健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課 電 話：072-228-7212 ファックス：072-228-7853 |
| | （障害児通所・入所給付、自立支援給付（障害福祉サービス）について） 担当 課：健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課 電 話：072-228-7510 ファックス：072-228-8918 |
| | （自立支援医療（更生医療）、障害者扶養共済制度について） 担当 課：健康福祉局 障害福祉部 障害支援課 電 話：072-228-7411 ファックス：072-228-8918 |